

理事の職務権限（事案決裁専決事項）

〔一般・人事に関する事案〕

事案	役職名 区分	理事長	担当理事	備考
		専決事項	専決事項	
1	法人業務の基本に関すること	○		※ 1
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○		
3	規程、規則等の制定改廃に関すること	○		※ 1
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○		
5	法人の組織及び権限に関すること	重要なもの ○	軽易なもの ○	
6	職員の任免・配置に関すること	重要なもの ○	軽易なもの ○	
7	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること		○	
8	職員の昇給決定に関すること	○		※ 2
9	官公庁に対する許認可申請及び届出に関すること			
10	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること		○	
11	職員の研修に関すること		○	
12	外部に対する文書発簡	重要なもの ○	軽易なもの ○	
13	文書管理の決裁に関すること	重要なもの ○	軽易なもの ○	

（備考）※ 1 理事長専決事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。

※ 2 理事長専決であっても、該当者との協議事項とする。

〔法人収入に関する事案〕

事 案	役職名	理事長	担当理事	備 考
	区分	専決事項	専決事項	
1	委託費及び補助金の収入に関すること	○		
2	その他の収入に関すること		○	

〔法人支出に関する事案〕

事 案	役職名	理事長	担当理事	備 考
	区分	専決事項	専決事項	
1	物品の購入及び売却又は廃棄に関すること	500万円以上		
2	請負又は委託に関すること	5,000万円未満	500万円未満	
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関すること	500万円以上		

注1 理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。

理事の構成に関する規程

- (1) 各理事について、その配偶者及び三親等以内の親族、その他理事と特殊の関係にある者が3分の1を超えることはできない。
- (2) 各理事について、当該理事を含め、理事と特殊の関係にある者が理事の総数の3分の1を超えることはできない。

理事の特殊関係者について

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑦ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人（社会福祉法人等）においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。